

[D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf](#)

- ◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版の「別添資料 11 業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

- ◇ 評価結果の通知：2026 年 8 月 28 日（金）までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

- ◇ 評価結果説明の取り止め：2023 年 6 月 30 日のお知らせに掲載
（<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>）のとおり、2023 年 7 月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止めます。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

（1）業務の実施方針等：

- | | |
|------------------|------|
| ① 業務実施の基本方針 | 16 点 |
| ② 業務実施上のバックアップ体制 | 4 点 |

（2）業務従事者の経験能力等：

- | | |
|----------------|------|
| ① 類似業務の経験 | 40 点 |
| ② 対象国・地域での業務経験 | 8 点 |
| ③ 語学力 | 16 点 |
| ④ その他学位、資格等 | 16 点 |

（計 100 点）

類似業務経験の分野	各種評価調査
対象国及び類似地域	モルディブ及び全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

（1）参加資格のない社等：

応募を排除する者はありませんが、本調査を受注した法人及び個人は、当該技術

協力プロジェクト等事業本体への応募・参加を認めません。

(2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

モルディブにおける水産業は、同国 GDP の約 4%を占めると共に輸出の 98%を占める重要な外貨獲得源であり、同国 GDP の約 23%を占める観光業に並び、同国の主要産業となっている（2023 年、モルディブ統計局）。同国政府は「国家漁業・農業政策（National Fisheries and Agriculture Policy）2019-2029」において、漁業を持続可能な方法で市場志向型に転換し経済社会開発に貢献する方針を打ち出している。

モルディブの水産業（水産加工を含む）は労働力人口の約 20%を占めており（2021 年、経済開発省）、首都以外の地方の住民島では最も重要な生計手段であることや、国民一人当たりの年間魚消費量が世界一であり、動物性蛋白源の約 71%を魚から摂取していること等から、雇用確保及び食料安全保障の観点からも同国での水産業の振興は極めて重要である。

しかしながら、主要魚種であるマグロ・カツオは、大手水産会社による買付拠点限定されており、地方島の漁船は漁獲物販売までの長い待機期間が生じ、結果として漁獲物の品質向上の努力にも関わらず多くの漁獲物ロス（廃棄）が発生していることから、漁業者の経済的損失のみならず、環境上の観点からも懸念されている。そのため、地方島の漁業コミュニティにおいて、地元の水産加工業者（家内工業も含む）や潜在性の高い近隣の消費地（近隣の観光島など）に向けて漁獲物の販売を行っていきけるような仕組みを構築していくことが求められており、漁獲物の品質向上や付加価値向上に向けた技術開発に加え、離島の漁業コミュニティを起点とする水産物流通ネットワーク構築のニーズが高まってきている。

さらに、モルディブ国家統計局、財務財産省が 2014 年に実施した人口・世帯調査によると、モルディブの潜在労働人口 20,000 人のうち、15,000 人は女性と推定されている。女性の水産業への参入を促進することは、将来の水産業の発展に貢献すると考えられることから、当国の漁業振興を行うにあたっては、ジェンダーへの配慮を行うことが必要である。

このような背景を踏まえ、モルディブ漁業・海洋資源省は、これまでの技術協力プロジェクトによる協力成果も踏まえ、離島の漁業コミュニティを中心とした持続的水産業振興のモデルを構築するための技術協力プロジェクトについて、我が国に

対し要請した。

なお、本プロジェクトを実施するにあたっては、詳細計画策定調査の現地調査を2回に分けて実施することとしている。1回目の現地調査では、主に技術的な観点からの調査を行い、プロジェクトの全体方向性を検討するとともに、協力機関（関連省庁・機関、民間セクター（リゾート、ゲストハウス、水産関連企業等））の明確化を行った。また、第1回目の調査を受け、漁業・海洋資源省（Ministry of Fisheries and Ocean Resources。以下「MoFOR」とする。）が協力機関に対して追加で調査を行った。今回の調査は、これらプロセスを経た上での2回目の現地調査である。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の調査団員として派遣されるJICA職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画の策定及び評価6基準（妥当性、整合性、有効性、インパクト、効率性、持続性）に基づく事前評価に必要なデータ・情報を収集・整理するとともに、協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。また、準備・現地・整理業務の全ての工程は、ジェンダー平等と女性のエンパワメントを推進する視点に立って、調査分析・検討する。なお、JICA事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。具体的担当事項は次のとおりとする。

（1）準備業務（2026年9月中旬～2026年9月下旬）

- ① 要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析により要請背景・内容を把握し、我が国及び他援助機関のこれまでの協力状況・成果・課題・ジェンダー平等も確認する。
- ② プロジェクトのPDM（Project Design Matrix）案、PO（Plan of Operations）案を検討する。
- ③ 調査団内の打合せ、対処方針会議等に参加する。

（2）現地業務（2026年9月下旬～2026年10月上旬）

- ① JICAモルディブ支所との打合せに参加する。
- ② モルディブ側関係機関との協議及び現地調査に参加し、調査の目的・方法・手順等について説明を行う。また、各協議については、議事録を作成する。
- ③ 上記②を通じ、情報・資料を収集・整理し、現状・課題を把握・分析する。

具体的には以下のとおり。

ア) 要請背景・内容

イ) 関連する開発計画、政策、制度

ウ) 関連各組織

(a)所掌業務、組織体制、根拠法

(b)人員体制

(c)役割分担、中央・地方の連絡調整／指揮命令体制

(d)予算規模、内訳、予算獲得・配賦の仕組み

エ) 本プロジェクトに関連する他援助機関（（国際連合食糧農業機関

（Food and Agriculture Organization of the United Nations。以下

「FAO」とする。） 、国際連合世界食糧計画（World Food Programme。以下

「WFP」とする。） 、欧州連合（European Union。以下「EU」とす

る。） 、世界銀行（World Bank。以下「WB」とする。） 、非政府組織

（Non-Governmental Organization。以下「NGO」とする。）等）の活動動

向、連携の可能性

④ 調査結果に基づき、本プロジェクトの実施案（プロジェクトの協力期間、実施体制、討議議事録（R/D：Record of Discussions）を他分野の団員とともに検討する。

⑤ 関係者との協議で合意された内容に基づき、R/D（案）（英文）及び協議議事録（M/M：Minutes of Meetings）（案）（英文）の作成に協力する。特に、PDM（案）の成果指標の設定について、開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス¹およびJICA事業におけるジェンダー主流化のための手引き²を踏まえ、主担当としての検討及び取りまとめを行う。

⑥ 実施機関に対するR/D（案）を含むM/M（案）の説明に参加し、必要に応じて内容の説明、補足を行う。

⑦ 担当分野に係る調査結果をJICAモルディブ支所に報告する。

（３）整理業務（2026 年 10 月中旬～2026 年 11 月下旬）

¹ 技術協力 開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス | 事業評価 | 事業・プロジェクト - JICA

<https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/indicators/technical.html>

² JICA事業におけるジェンダー主流化のための手引き（更新日：2023年1月） | 事業について - JICA

<https://www.jica.go.jp/activities/issues/gender/materials/guidance.html>

- ① 報告会、打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ② プロジェクトを巡る状況分析や評価６基準の観点から、リスク管理チェックシート（案）に必要な情報を他分野の団員とともに取りまとめる。
- ③ 評価６基準の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表（案）を作成し、その取りまとめに協力する。
- ④ 担当分野にかかる詳細計画策定調査報告書（案）を作成するとともに、他の担当分野の業務従事者が作成する報告書（案）を含めた全体の取りまとめに協力する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

（１） 業務完了報告書

2026年11月20日（金）までに提出。

次の①～②、及び収集資料一式を添付し、電子データにて提出する。

- ① 事業事前評価表（案）（和文・英文）
- ② 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版の「X I. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料２ 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

（１） 航空賃及び宿泊費・宿泊手当等

航空賃及び宿泊費・宿泊手当等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃を見積もってください。

（２） 臨時会計役の委嘱

以下に記載の経費については、JICA モルディブ支所より業務従事者に対し、臨時会計役を委嘱する予定です。（当該経費は契約には含みませんので、見積書への記載は不要です）。

・車両関係費（マレにおけるタクシー代、船代のみ）

＊臨時会計役とは、会計役としての職務（例：経費の受取り、支出、精算）を必要な期間（例：現地出張期間）に限り JICA から委嘱される方のことをいいます。臨時会計役に委嘱された方は、「善良な管理者の注意義務」をもって、経費を取り扱うことが求められます。

（３）その他留意事項

なし

10. 特記事項

（１）業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務は 2026 年 9 月 26 日～10 月 9 日を予定しています。

本業務従事者は、JICA の調査団員に 1 週間先行して現地調査の開始を予定しています。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 総括（JICA）

イ) 水産開発（JICA）

ウ) 評価分析（本コンサルタント）

③ 便宜供与内容

JICA モルディブ支所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎：なし

イ) 宿舍手配：なし（ただし、手配前に相談すること）

ウ) 車両借上げ：なし

エ) 通訳傭上：なし

オ) 現地日程のアレンジ：JICA が必要に応じアレンジしますが、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。

カ) 執務スペースの提供：JICA モルディブ支所内の執務スペース提供（ネッ

ト環境完備)

(2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を JICA 経済開発部農業・農村開発第一グループ第一チームから配付しますので、edga1@jica.go.jp 宛にご連絡ください。

- ・プロジェクト要請書
- ・第1回目調査結果報告

- ② 本業務に関する以下の資料がウェブサイトで公開されています。

- ・ モルディブ国 持続的漁業のための水産セクターマスタープラン策定プロジェクトファイナルレポート

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/12301651.pdf>

- ・ モルディブ国 持続的漁業のための水産セクターマスタープラン策定プロジェクトファイナルレポート（別冊）

https://libopac.jica.go.jp/images/report/12301669_01.pdf

https://libopac.jica.go.jp/images/report/12301669_02.pdf

- ・ 国際観光地における水産物を含む 日本産食材調達実態・可能性調査（モルディブ）

https://www.jetro.go.jp/ext_images/Reports/02/2024/6dca89cb1fb04d90/kankouchi_mal.pdf

※JETRO による調査資料ですが、本件に関連が深い部分も多くあるため、参考まで共有します。

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA モルディブ支所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方

にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 発注者、受注者との間で業務仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。
- ⑤ 本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定します。
- ⑥ 公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと思います。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

以上